

# 都市計画基礎調査の概要

## 都市計画基礎調査の目的

都市計画の目的は、都市計画法第1条に「都市の健全な発展と、秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する」とあり、さらにこれの基本理念として第2条に「都市計画は農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本的理念として定める」とされています。

このためには多様な機能と複雑な構造をもつ都市の解明により、本質を究明し、良好な都市環境の形成に努めなければならないことは言うまでもなく、この目的達成のため都市計画法で都市計画基礎調査の規定を設けています。

都市計画策定の手順として調査、計画、実施と言うサイクルで考えられていますが、この調査は達成すべき政策目標決定の判断のよりどころを得ようとするものです。従って、おおむね5年毎に国土交通省令の定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、土地利用、交通量等の現況と見通しについて調査をしなければならないことになっています。

5年毎に基礎調査をすることとした理由は、都市計画がおおむね20年の長期見通しで策定され、土地利用の純化のための用途地域がこれもおおむね10年先の動向を見定めて決定されることなどから、流動化の激しい時代に都市の現状、動向等を正確に把握していくために少なくとも5年位で基礎調査をくりかえす必要があるからです。

今回の調査は、松川村全域を対象とし、都市計画基礎調査実施要領（平成25年6月国土交通省都市局）及び都市計画基礎調査実施要領（調査様式）（平成31年4月長野県建設部都市・まちづくり課都市計画係）に基づき、人口については平成27年国勢調査データを採用、その他各種項目については、直近の調査データを基に調査を実施しました。